

# こころとからだの健康

NO.16

## キャンパスライフの“ポータルサイト”



### 学生総合information 『Campus Life Q&A』

各キャンパスのカウンターにあるこのマークをご存知だろうか？こちらは皆さんの学生生活、授業関係、進路などについて相談できる「相談窓口のシンボル」。これらの相談窓口や各専門機関とのパイプ役を務めるのが昨年4月に開設された学生総合information『Campus Life Q&A』だ。

スタートして1年、この“よろず相談窓口”がどのような役割を果たしてきたのか、Q&A窓口立つ学生相談室カウンセラーの植木陽子さんに聞いた。

### 全てのスタートである「聞くこと」からを支援する

最近の学生さんは、とても相手に気を使ってしまうところがあるようです。こんなことを聞いたら悪いのではないかと、恥ずかしいのではないかと。その結果、分からないことを人に聞けずに一人でいてしまったり、窓口に行っても上手く尋ねることができないため、聞いたもの聞かれたもの双方が要領を得ず、嫌な感じ。だけが残ってしまうことにもなりかねない。どんな内容であっても、気軽に立ち寄れるような学生専用の総合案内を設置することで、心理的な負担を軽減し、タイムレスポンスを徹底する仕組みです。

### 対応するのは専門のカウンセラー。気軽なものから、背景にある「心の問題」までをカバー

「就職活動をしていて、授業の欠席が続いてしまいました。どうしたらいいでしょうか。」これは実際にいくつかあった質問です。自分で考えて動くことができるのが望ましいのですが、教員や友人とのつながりが持たず、さらには直接の窓口に行くことができない学生も少なからずいます。こうした学生の場合、まずはどのような状況なのかを時系列にまとめてもらい、尋ねたいことは何か、自分はどのようなのか、どうすればよいと思うかなどを整理してもらいます。このように、少しアドバイスを与え、背中を押してあげることで、次に向かべき場所が見えやすくなります。企業の受付のような場所案内だけでなく、次につなげるための指針までをサポートするのがこの学生総合案内の特徴です。

最初「どこに何があるか」という質問でも、深く聞き込んでいくと、相談にくるまでの過程には実は何らかの悩みを抱えていることもあります。そうした「心の問題」を抱えることが、専門カウンセラーが対応する強みです。

### 進路、勉強、学生生活など 全ての相談を有機的につなぐ

総合窓口の最たる機能は「つなぎ役」。オフィスアワーとの連携、進路相談窓口との連携、教務窓口との連携など、Q&Aのマークからマークへ、学生支援に関わる全ての者が一体となご皆さんにより良い学生生活を送っていただくためのサポートができるよう、「つなぎり」を重視しています。

「わからない」「どうしよう」「誰に相談すればいいのかわかる」「聞くことや、相談することは恥ずかしいことではありません。ぜひ気軽に利用ください。」



Q&Aを上手に活用してくださると語るカウンセラーの並木さん、植木さん、高橋さん(左から)

## 学生総合information 『Campus Life Q&A』

場所：白山キャンパス6号館1階  
学生相談室内  
電話：03-3945-7265

各キャンパス「Campus Life Q&A」マークが設置してあるカウンターでは、皆さんの相談に応じますので、気軽にお声がけください。また、白山キャンパスの学生総合informationは全てのキャンパスに在籍する学生の相談に対応しております。ご家族からの相談も受け付けます。

## トラブルを防止しよう

### 振り込み詐欺に注意!!

現金をだまし取る「振り込み詐欺」、サークルなどのつながりを利用して、マルチ商法などが世間を騒がせています。本学においても左記のような被害が発生しています。手口がますます巧妙になっており、被害者も高齢者がはりてはなくなっています。今後このような被害の手口が発生することが考えられます。学生の皆さんご家族の方々も十分ご注意ください。

### 振り込み詐欺に注意!!

【被害に発生したケース】  
お宅の子供を誘拐したと口を言いつ、電話口で泣き声を出して、心配に配った家族らに名前を呼び分らせることで、被害者の名前を出し出し、「命の保証はか」〇〇万円払えば解放する」と言われて、身代金としてお金を振り込ませました。事後に「名前を騙して」と名乗ったと名乗る場合もあります。

### 被害に遭わないために!!

家族全体でこのような犯罪が起きていることを話話し、情報を共有して、犯罪手口を認識しておくようにしましょう。  
一人暮らしをしている学生は、実家等に事前に連絡を取り近況を報告するなどしましょう。  
携帯電話が壊れているなど、しりしりするときの連絡先を確認しましょう。

### マルチ商法に注意!!

【実際に発生したケース】  
大学サークルの先輩に登録制のアルバイトと一緒にやらぬかと誘われた。「商品を登録するだけ。友人を紹介して欲しいら、商品を売って試してみたら」と勧められた。入会しり方は支払った商品を購入し、その後1万円を返すという理由で一度返させられた。1万7千円を返す契約手続が完了した。商品は先輩の家にある間、9歳児が3歳と書くよう指示された。

契約は解除できません。クーリングオフ制度。  
・一定の期間内であれば申し込みや署名の契約を理由なく、  
・か無条件で撤回・解除できる制度があります。  
不安な時も相談ください。

- 東京都市消費生活センター 03-3333-5500
- 文京区消費生活センター 03-5633-1106
- 埼玉県消費生活支援センター 049-661-0939
- 埼玉県消費生活支援センター川越 049-247-0888
- 群馬県消費生活支援センター 027-252-3000